

医療事故の再発防止に向けた提言（第9号）  
「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」  
に係る対応について（お知らせ）

一般社団法人日本医療安全調査機構においては、専門分析部会において、収集した院内調査結果報告書を整理・分析した結果を、「医療事故の再発防止に向けた提言」（以下、「提言書」という。）として冊子にまとめてまいりました。

令和元年6月には、医療機関の転倒・転落による頭部外傷に係る死亡の回避に広く活用していただくために、「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」と題した提言書（以下「第9号提言書」という。）を策定いたしました。

しかしながら、第9号提言書の[提言1]（以下「提言1」という。）「転倒・転落による頭部打撲（疑いも含む）の場合は、受傷直前の意識状態と比べ、明らかな異常を認めなくても、頭部CT撮影を推奨する。」と記載された部分について、診療に従事される医師等から、「頭部打撲の疑いがある事例全例について頭部CTを撮影することを義務付けるものであるのか。」という懸念の声が寄せられました。

当機構は、こうした診療現場の懸念を重く受け止め、下記のとおり提言書の位置付けを明確化致しましたのでお知らせ致します。

また、[提言1]については、頭部打撲の疑いがある事例全例について頭部CTを撮影することを要請する趣旨ではなく、医師が個別具体的に必要と判断した場合に、撮影を推奨する趣旨で記載されたものであることを申し添えます。

記

- 1 「医療事故の再発防止に向けた提言」については、「死亡に至ることを回避する」という視点からの考え方を示したものであり、医療従事者の裁量を制限したり、新たな義務を課したりするものではないこと
- 2 提言は、患者の傷病の状況、年齢、本人やご家族の希望の他、診療体制・規模等を総合的に勘案のうえ、活用していただきたいこと